

路外駐車場の届出に関するチェックシート

駐車場名称 ：

駐車場所在地 ：

＊以下、該当する項目は”■”に、該当しない項目は”□”にしてください

駐車場種別 ： □ 建築物
 □ 建築物以外 ⇒ （ □ 特定路外駐車場 ）

1. 届出書類

	名称等	建築物	建築物以外	備考
1	路外駐車場設置（変更） 届出書	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	変更の場合は、変更箇所を赤書
2	位置図 （縮尺1/10,000以上）	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	路外駐車場の位置や周辺の学校等主要施設を表示したもの
3	平面図 （縮尺1/200以上）	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	駐車場の区域、出入口、車路、駐車マス、その他主要施設、附近の道路・その道路の施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋を表示したもの
4	利用案内板のサイン	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	駐車場の供用時間及び駐車料金の明示等 ※届出時点で未定の場合は、工事完了までに提出
5	各階の平面図 （縮尺1/200以上）	☐ 有 ☐ 無		
6	立面図 （2面以上） （縮尺1/200以上）	☐ 有 ☐ 無		
7	断面図 （2面以上） （縮尺1/200以上）	☐ 有 ☐ 無		
8	構造及び設備基準を満たしていることが確認できる書類	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	駐車場法施行令6～15条の基準 ※車路の寸法等は、平面図に表示でも可
9	路外駐車場設置（変更） 届出書に添付する書面		☐ 有 ☐ 無	特定路外駐車場のみ（バリアフリー法）

2. 構造及び設備基準（駐車場法）

項 目		チェック	備考
出入口（施行令7条）	設置が禁止されている箇所	<u>二重下線：国土交通大臣認定により出入口の設置が可能な場所</u>	
	道路交法44条	交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又は <u>トンネル</u>	☐ 適 ☐ 否
		<u>交差点の側端又は道路の曲り角から5m以内の部分</u>	☐ 適 ☐ 否
		横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端から前後に5m以内の部分	☐ 適 ☐ 否
		<u>安全地帯の左側及びその前後の側端から前後に10m以内の部分</u>	☐ 適 ☐ 否
		<u>バス停から10m以内の部分</u>	☐ 適 ☐ 否
		踏切の前後の側端から前後に10m以内の部分	☐ 適 ☐ 否
		横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分	☐ 適 ☐ 否
		幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分 ※「当該出入口に接する歩道に柵が設けられた道路」及び「当該出入口に接する歩道があり、かつ、中央分離帯等により車線が往復の方向別に分離されている道路」以外の道路については、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む	☐ 適 ☐ 否
		<u>橋</u>	☐ 適 ☐ 否
出入口（施行令7条）		<u>幅員6m未満の道路</u>	☐ 適 ☐ 否
		縦断勾配が10%を超える道路	☐ 適 ☐ 否
		《前面道路が2以上ある場合》自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設ける（歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのある場合等を除く）	☐ 適 ☐ 否
		《駐車マスの面積が 6,000㎡以上の場合》出口と入口とを分離し、かつ、その間隔を道路に沿って10m以上とする（中央分離帯等により車線が往復の方向別に分離されている場合を除く）	☐ 適 ☐ 否
出入口（施行令7条）		《自動車の回転を容易にする必要がある場合》隅切りを設け、切取線の長さを1.5m以上とする	☐ 適 ☐ 否
		《出口付近の構造》出口から2m（二輪1.3m）後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者の存在を確認できるようにする	☐ 適 ☐ 否

2. 構造及び設備基準（駐車場法）

項 目				チェック	備考
車路 (施行令8条)	車路の幅員	料金徴収施設が設置され、歩行者が通行しない一方通行	2.75m以上 (二輪1.75m)	☐ 適 ☐ 否	
		上記以外の一方通行	3.5m以上 (二輪2.25m)	☐ 適 ☐ 否	
		相互通行	5.5m以上 (二輪3.5m)	☐ 適 ☐ 否	
	建築物のみ	車路のはり下の高さが一番低い部分	2.3m以上	☐ 適 ☐ 否	
		ターンテーブルの無い車路の屈曲部の内のり半径	5.0m以上 (二輪3.0m)	☐ 適 ☐ 否	
		車路の傾斜部の縦断勾配	17%以下	☐ 適 ☐ 否	
		車路の傾斜部の路面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げる		☐ 適 ☐ 否	
	駐車マス (施行令9条)	駐車マスのはり下の高さが一番低い部分	2.1m以上	☐ 適 ☐ 否	
避難階段 (施行令10条)	《直接地上に通じる出入口が無い階のみ》避難階段等を設ける		☐ 適 ☐ 否		
防火区画 (施行令11条)	《火災の危険のある施設を附置する場合》防火区画等を設ける		☐ 適 ☐ 否		
換気装置 (施行令12条)	建築物のみ	機械換気：内部の空気を直接外気と交換できる換気装置	床面積×14㎡/時以上の能力	☐ 適 ☐ 否	
自然換気：換気に有効な開口部の面積		床面積の1/10以上			
照明装置 (施行令13条)		車路の路面に必要な照度	10 ルクス以上	☐ 適 ☐ 否	
		駐車マスの床面に必要な照度	2 ルクス以上	☐ 適 ☐ 否	
警報装置 (施行令14条)		自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける		☐ 適 ☐ 否	
特殊装置 (施行令15条)	大臣認定特殊装置の使用部分（有の場合、施行令8～14条適用外）			☐ 有 ☐ 無	
供用時間等の明示 (施行令17条)	利用者の見やすい場所に、駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示する			☐ 適 ☐ 否	

3. 構造及び設備基準（バリアフリー法）

※特定路外駐車場に該当しない場合は不要

項 目				チェック	備考
車いす使用者 用駐車マス （基準省令2条）	車いす使用者用駐車マスの数（二輪を除く）		1以上	☐ 適 ☐ 否	
	車いす使用者用駐車マスの幅		350cm以上	☐ 適 ☐ 否	
	車いす使用者用駐車マスであることの表示			☐ 適 ☐ 否	
	移動等円滑化経路（次項）の長さができるだけ短くなる位置に設ける			☐ 適 ☐ 否	
移動等円 滑化経路 （高齢者、障がい者等が道、公園、広場等まで円滑に移動できる経路） （基準省令3条）	次の基準を満たした移動等円滑化経路を1以上設ける			☐ 適 ☐ 否	
	経路の基準	移動等円滑化経路上に段を設けない（傾斜路を併設する場合を除く）		☐ 適 ☐ 否	
		出入口の幅	80cm以上	☐ 適 ☐ 否	
		経路（通路）の幅	120cm以上	☐ 適 ☐ 否	
		車いすの転回に支障がない場所の設置	50m以内ごと	☐ 適 ☐ 否	
		経路上に段又は傾斜路の部分		☐ 有 ☐ 無	
		段・傾斜路がある場合	傾斜路の幅	段に代わる傾斜路 120cm以上 段に併設する傾斜路 90cm以上	☐ 適 ☐ 否
			傾斜路の勾配	高さが16cmを超える 1/12以下 高さが16cm以下 1/8以下	☐ 適 ☐ 否
		踊場	《高さ75cm超の場合》 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける		☐ 適 ☐ 否
		手すりが必要な箇所	・ 勾配1/12超 ・ 高さ16cm超かつ勾配1/20超		☐ 適 ☐ 否
特殊装置 （基準省令4条）	大臣認定特殊装置の使用部分（有の場合、省令2，3条適用外）			☐ 有 ☐ 無	

4. 管理規程

項 目		チェック	備考
記載項目 (法第13条) (施行規則第2・3条)	路外駐車場の名称	☐ 有 ☐ 無	
	路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）	☐ 有 ☐ 無	
	路外駐車場の供用時間に関する事項（休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻）	☐ 有 ☐ 無	
	駐車料金（上限額）	☐ 有 ☐ 無	
	路外駐車場の供用契約に関する事項（路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項も必要）	☐ 有 ☐ 無	
	駐車場の構造上駐車することができない自動車	☐ 有 ☐ 無	
	《附帯業務がある場合》 附帯業務の概要	☐ 有 ☐ 無	
駐車料金 (施行令第16条)	能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額を超えない	☐ 適 ☐ 否	
	利用者に対し不当な差別的取扱となる額でない	☐ 適 ☐ 否	
	利用者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額である	☐ 適 ☐ 否	

参考

■届出が必要な路外駐車場（駐車場法）

以下の全てに該当する駐車場

- （1）路外駐車場（一般公共の用に供されるもの）である
 - （2）駐車マス（自動車の駐車に供する部分）の面積が500平方メートル以上
 - （3）都市計画区域内にある
 - （4）駐車料金を徴収する
- ※（1）及び（2）に該当する場合、構造及び設備基準に適合させる必要あり

■特定路外駐車場（バリアフリー法）

以下の全てに該当する駐車場

- （1）路外駐車場（一般公共の用に供されるもの）である
 - ※道路附属物の駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、建築物に附属する駐車場を除く
- （2）駐車マス（自動車の駐車に供する部分）の面積が500平方メートル以上
- （3）駐車料金を徴収する